

## 事故防止委員会設置要綱

〔平成18年 2月 8日〕  
市長 決 裁

(設置)

第1条 上尾市立上尾保育所事故調査委員会(次条において「調査委員会」という。)の提言を踏まえ、これまでの保育のあり方を見直し、安心して安全な保育を確立していくために防止策を講じるべく事故防止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、調査委員会の提言を踏まえ、保育に携わるすべての人々が子どもの命の重さについて再確認し、何よりも安全で子どもの最善の利益を守れる保育に向けて最大限に努力するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 事故防止行動計画の策定に関する事。
- (2) 事故防止行動計画の推進に関する事。
- (3) その他事故防止策に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保育専門家 2人
- (2) 私立保育園を代表する者 1人
- (3) 家庭保育室を代表する者 1人
- (4) 保護者を代表する者 2人
- (5) 市立保育所保育士 4人
- (6) 市職員(前号に掲げる職にある者を除く) 3人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務

を代理する。

( 会議 )

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 作業部会 )

第 6 条 委員会に、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

( 関係者の出席等 )

第 7 条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

( 庶務 )

第 8 条 委員会の庶務は、健康福祉部児童福祉課において処理する。

( 委任 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。